

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が本年4月1日に施行されます。

つきましては、新たな外国人材の受入れに関する制度等に関し、法務省主催の説明会が京都で開催されますのでお知らせします。

- 1 日 時 平成31年3月25日（月曜日）午後1時から午後4時まで
（受付：午後0時30分から）
- 2 場 所 京都府立京都学・歴彩館 大ホール
（京都市左京区下鴨半木町1-29）TEL:075-723-4831
【最寄り駅】 地下鉄【烏丸線】北山駅 [K03]（1番出口）南へ徒歩約4分
駐車場 30台（有料）※できるだけ公共交通機関を御利用ください。

3 説明会に御参加いただける方

- (1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望される京都府内所在の企業・団体・個人の方

対象となる産業分野は以下の14分野です。

- ①介護業、②ビルクリーニング業、③素形材産業、④産業機械製造業、
⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設業、⑦造船・船用工業、⑧自動車整備業、
⑨航空業、⑩宿泊業、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業

- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される京都府内所在の企業・団体・個人の方

登録支援機関とは、企業などの受入れ機関から委託を受けて、新たな在留資格を持つ外国人に対して日常生活上の支援等を行う機関のことです。

- (3) 京都府及び同府内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

第一部：「制度全体の概要説明」

「特定産業分野(14分野)に係る関係省庁の個別説明（調整中※）」

第二部：質疑応答

※分野別説明は各省庁が行う予定ですが、都合により担当者が出席できない場合がありますので御了承ください。

※説明会当日は名刺を御持参ください。資料は当日会場にて配布します。

- 5 定 員 固定席481席・車椅子席3席（いずれも先着順）

6 申込方法

参加申込書をファックスかメールで送信してください。（申込締切：3月18日）

ファックス番号：075-414-5092 メールアドレス：rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp

参加申込書は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/setumeikai.html>

参加申込書は京都府労働・雇用政策課でも配布します。（平日：9時～17時）

（お問合せ先）

（外国人材受入制度、説明会の内容に関すること）

法務省入国管理局 総務課広報係 TEL:03-3580-4111 内線 2737

（説明会の申込に関すること）

京都府商工労働観光部 労働・雇用政策課 TEL:075-414-5085

FAX 送信先 075-414-5092

E-mail: rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp

※メールの場合は、件名を「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」として、参加申込書をPDFで送信願います。

京都府労働・雇用政策課 あて

新たな外国人材受入れに係る制度説明会 参加申込書

企業等名称																					
出席者氏名 (原則1名)																					
企業等所在地	市・町・村																				
連絡先	TEL : FAX : E-mail :																				
貴企業等の産業分野 等(該当に○)	<table><tr><td>・介護業</td><td>・ビルクリーニング業</td></tr><tr><td>・素形材産業</td><td>・産業機械製造業</td></tr><tr><td>・電気・電子情報関連産業</td><td>・建設業</td></tr><tr><td>・造船・船用工業</td><td>・自動車整備業</td></tr><tr><td>・航空業</td><td>・宿泊業</td></tr><tr><td>・農業</td><td>・漁業</td></tr><tr><td>・飲食料品製造業</td><td>・外食業</td></tr><tr><td>・その他(上記の産業分野以外)</td><td></td></tr><tr><td>(具体的に :</td><td>)</td></tr><tr><td>・行政(京都府・ 市町村・その他()</td><td>)</td></tr></table>	・介護業	・ビルクリーニング業	・素形材産業	・産業機械製造業	・電気・電子情報関連産業	・建設業	・造船・船用工業	・自動車整備業	・航空業	・宿泊業	・農業	・漁業	・飲食料品製造業	・外食業	・その他(上記の産業分野以外)		(具体的に :)	・行政(京都府・ 市町村・その他())
・介護業	・ビルクリーニング業																				
・素形材産業	・産業機械製造業																				
・電気・電子情報関連産業	・建設業																				
・造船・船用工業	・自動車整備業																				
・航空業	・宿泊業																				
・農業	・漁業																				
・飲食料品製造業	・外食業																				
・その他(上記の産業分野以外)																					
(具体的に :)																				
・行政(京都府・ 市町村・その他())																				

※記載された情報は、「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」の運用を目的として利用します。

※できるだけ多くの方に参加いただくため、1企業等あたり1名参加を原則に御協力をお願いします。

※受付完了のご連絡はいたしません。定員に達した場合のみご連絡致します。

お問い合わせ・申込先

京都府商工労働観光部労働・雇用政策課 雇用企画担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL : 075-414-5085